

株 主 各 位

堺市堺区匠町20番地1

日本伸銅株式会社

代表取締役社長 窪田 誠

2020年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社2020年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 堺市堺区匠町20番地1 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項 2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案 日本伸銅株式会社 定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。の削除の件

第6号議案 剰余金処分の件

株主提案（第5号議案及び第6号議案）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（40頁から43頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nippon-shindo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年春以降急速に景気が悪化しましたが、昨秋以降は、半導体や自動車などの製造業で、需要が急回復しました。当社の主要原材料で製造業全般の動向を映す銅の価格は、世界同時的な金融緩和の影響もあり、一本調子に上昇を続けました。

このような経営環境のもと、当社では、昨夏、一時的に需要が減少したため、臨時休業日を設けて雇用調整助成金を受給しましたが、昨年末には、通常操業に復しました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、感染拡大の影響により、販売数量が2万1,192トン（前期比11.8%減少）となり、売上高は156億18百万円（同9.3%減少）となりました。収益面につきましては、銅相場の上昇等により営業利益は16億54百万円（同49.7%増加）となりましたが、銅相場のリスクをヘッジするためのデリバティブ取引で第4四半期は2億74百万円、通期では8億58百万円のデリバティブ損失が発生したため、経常利益は6億6百万円（同59.4%減少）、当期純利益は4億15百万円（同59.5%減少）となりました。

当社は伸銅品関連事業の単一セグメントとしております。伸銅品関連事業の部門別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

(伸銅品)

当社の主力製品である伸銅品においては、感染拡大の影響により、販売数量が2万419トン（前期比12.3%減少）となり、売上高は、販売数量が減少し、131億33百万円（同10.4%減少）となりました。

(伸銅加工品)

伸銅加工品においては、感染拡大の影響があったものの、昨秋から需要が回復し、売上高は9億40百万円（前期比0.4%増加）となりました。

(その他の金属材料)

その他の金属材料においては、伸銅品原材料の転売が主で、感染拡大の影響により、売上高は15億45百万円（前期比5.3%減少）となりました。

(2) 対処すべき課題

株式会社CKサンエツの連結子会社であるサンエツ金属株式会社との間で、製品の相互OEM供給、原料の共同購買、人材交流等に取り組むことで、シナジーを追求します。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度の設備投資総額は3億13百万円で、その内工場設備・機械等は3億10百万円であり、その他に車両運搬具による2百万円の投資があります。なお、特別な資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

摘 要	2017年度 (2017. 4~2018. 3)	2018年度 (2018. 4~2019. 3)	2019年度 (2019. 4~2020. 3)	2020年度 (当事業年度) (2020. 4~2021. 3)
売 上 高(百万円)	19,064	20,660	17,218	15,618
経 常 利 益(百万円)	1,200	1,254	1,492	606
当 期 純 利 益(百万円)	919	865	1,027	415
1株当たり当期純利益(円)	389.69	366.69	435.37	176.60
総 資 産(百万円)	12,592	12,490	11,607	12,947
純 資 産(百万円)	6,473	7,297	8,251	8,695

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社CKサンエツ	2,756 百万円	50.5 %	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務

- (注) 1. 当社の役員9名（取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、取締役（監査等委員）3名）のうち、取締役（監査等委員を除く。）2名は同社の役員が兼務しております。
2. 取引関係は現在のところありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、伸銅品の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所および工場

本社・工場 大阪府堺市堺区
営業所 東京支店 (東京都墨田区)
大阪黄銅カンパニー (大阪府大阪市東成区)

(9) 従業員の状況

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99名	6名増	40歳10ヶ月	16年11ヶ月

- (注) 従業員数には今期分から出向者を含めております。また、パートおよび嘱託者等は含んでおりません。

(10) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	900 百万円
三井住友信託銀行株式会社	900
株式会社三井住友銀行	100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,370,000株(自己株式19,962株を含む)
- (3) 株主数 1,418名(前期末比101名増)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社CKサンエツ	1,182 千株	50.3 %
根本 竜太郎	118	5.0
野村證券株式会社	40	1.7
松井 崇	40	1.7
上田八木短資株式会社	36	1.6
細羽 強	36	1.5
對馬 満春	35	1.5
長谷川 裕	31	1.3
MSIP CLIENT SECURITIES	29	1.3
鎌谷 俊紀	27	1.2

(注) 持株比率は、自己株式19,962株を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長※	釣 谷 宏 行	株式会社C Kサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンC K J V代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役
取締役社長※	窪 田 誠	
取締役	橋 本 好 人	営業本部長
取締役	中 井 進 弘	堺工場長
取締役	木 本 道 隆	管理統括部長
取締役	松 井 大 輔	株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長
取締役 常勤監査等委員	木 内 由 晴	
取締役 監査等委員	平 山 博 史	弁護士(平山綜合法律事務所代表)
取締役 監査等委員	飯 田 成 雄	

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)平山博史氏および取締役(監査等委員)飯田成雄氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)平山博史氏および取締役(監査等委員)飯田成雄氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各取締役と締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社親会社である株式会社C Kサンエツは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲に当社取締役が含まれており、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることとなります。

(4) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを

確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです（なお、下記のとおり、一部については2021年5月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。）。

- a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

- b. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容、業績連動報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社親会社である株式会社CKサンエツの株式を交付する。

取締役会決議により制定・改廃される株式交付規程に基づき、決定するものとする。

※ 2021年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。

- b. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社親会社である株式会社CKサンエツの株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社親会社の株式会社CKサンエツの株式の交付を行う。

- c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、定額報酬である「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成されており、その割合の決定方針は、概ね85%：15%とする。

※ 2021年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。

- c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80%：20%とする。

d. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

条件の決定方針は、代表取締役会長に一任し、毎年、7月度役員報酬より改定する。

※ 2021年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議を致しました。

d. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社親会社である株式会社CKサンエツの株式を交付する。

その他、取締役に対し報酬等を与える条件の決定方針は、代表取締役会長に一任し、毎年、7月度役員報酬より改定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

報酬等の額の決定について、代表取締役会長釣谷宏行に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	56百万円 （1百万円）	56百万円 （1百万円）	－百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	13百万円 （6百万円）	13百万円 （6百万円）	－百万円 （－百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （2名）	70百万円 （6百万円）	70百万円 （6百万円）	－百万円 （－百万円）

- (注) 1. 上表には、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名を除いております。
2. 業績連動報酬等に係る指標は、親会社である株式会社CKサンエツの連結経常利益としております。当社が営む伸銅品関連事業は、株式会社CKサンエツの主要事業である伸銅事業に属し、兄弟会社であるサンエツ金属株式会社との間で、製品の相互OEM供給、原料の共同購買、人材交流等に取り組むことで、シナジーを追求しています。当社の業績向上と中長期的な企業価値の増大は、株式会社CKサンエツをはじめとしたCKサンエツグループの業績向上と中長期的な企業価値の増大と連動するところがあることから、当該指標を選択しております。
- 業績連動報酬等は、役位及び連結経常利益の達成率に応じて算出される数のポイントを制度対象者である各取締役に付与し、各取締役に、取締役の退任時に、ポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社親会社株式の交付を行っています。
- なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は、株式会社CKサンエツの連結経常利益5億円で、実績は4億22百万円でしたので、達成率は84.5%となったものの、対応する業績連動報酬等を計上すると、達成率は80.0%を下回るため、業績連動報酬等はゼロとしております。
3. 業績連動報酬等は非金銭報酬等でもあります。非金銭報酬等の内容は当社親会社株式の交付を受けることができるポイントとなります。割当ての際の条件等及び当事業年度における交付状況は「ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等 注2」のとおりであります。
4. 株主総会の決議（2015年6月26日改定）による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額100百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、別枠で、2016年6月27日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、年額21,000ポイント（1ポイント＝当社親会社株式1株）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。
5. 株主総会の決議（2015年6月26日改定）による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内であります。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
6. 期末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
7. 報酬等の額の決定について、代表取締役会長釣谷宏行に一任しています。委任の理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）平山博史氏は、平山綜合法律事務所の代表であり、当社と平山綜合法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 平山博史	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。 主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定や妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行い、利益相反取引の条件などを検討するにあたり、適宜必要な助言をいただきました。 また、代表取締役会長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 飯田成雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査等委員会13回のうちすべてに出席しました。 主に大企業での職務経験から経営判断や意思決定に必要な発言を行い、予実管理などで適宜必要な助言をいただきました。 また、代表取締役会長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査項目別監査時間、人員配置など内容の妥当性および適切性ならびに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役会に要請いたします。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。

②監査室を設置する。監査室は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。

③取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い、対応策を検討し、実行する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

(5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

①当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。

②当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に参加し、職務の執行に係る事項を報告する。

③当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

④当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会が必要とした場合、管理統括部は監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(8) 監査等委員会の(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

②当社及び子会社は、当社の監査等委員会への適切な通報体制を確保するものとする。

③当社の監査等委員会は必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。

④上記①から③の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ② 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 当社における業務の適正性の確保

監査室が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は13回の監査等委員会を開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員は代表取締役、会計監査人及び監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、2006年1月16日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、毎期、株主総会後の取締役会において同対応策を更新しておりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、および、コーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本対応方針導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、当社は、2017年5月23日の取締役会において、本対応方針の有効期限である2017年7月31日をもって本対応方針は更新せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有効期限経過後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時・適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、法令及び定款の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

配当金につきましては、株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。利益配分に関しては、業績に見合った配当を安定的かつ継続的に実施するとともに、将来の事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくことを基本方針としており、内部留保資金は、設備投資、M&A等に活用し、経営基盤の強化を図ることとしております。

配当金につきましては、当期は1株当たり10円（中間配当5円、期末配当5円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当5円、期末配当5円、合計10円を予定いたしております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	12,947	負債の部	4,252
流動資産	9,734	流動負債	3,797
現金及び預金	264	支払手形	116
受取手形	1,027	買掛金	1,238
電子記録債権	2,799	短期借入金	1,900
売掛金	2,685	未払金	81
商品及び製品	782	未払法人税等	17
仕掛品	1,217	未払費用	109
原材料及び貯蔵品	839	賞与引当金	88
前払費用	16	設備支払手形	14
未収入金	51	その他	231
未収還付法人税等	45	固定負債	454
その他	4	長期未払金	33
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	22
固定資産	3,213	繰延税金負債	388
有形固定資産	2,723	その他	10
建物	293	純資産の部	8,695
構築物	14	株主資本	8,618
機械及び装置	308	資本金	1,595
車両運搬具	7	資本剰余金	290
工具器具備品	22	資本準備金	290
土地	2,078	利益剰余金	6,763
無形固定資産	6	利益準備金	42
その他	6	その他利益剰余金	6,721
投資その他の資産	482	土地圧縮積立金	958
投資有価証券	442	繰越利益剰余金	5,762
前払年金費用	16	自己株式	△30
その他	23	評価・換算差額等	77
		その他有価証券評価差額金	77
資産合計	12,947	負債・純資産合計	12,947

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,618
売 上 原 価		13,320
売 上 総 利 益		2,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		644
営 業 利 益		1,654
営 業 外 収 益		40
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8	
雇 用 調 整 助 成 金	25	
雑 収 入	6	
営 業 外 費 用		1,088
支 払 利 息	2	
売 上 割 引	3	
手 形 売 却 損	0	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	858	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損 失	223	
雑 損 失	0	
経 常 利 益		606
特 別 損 失		0
固 定 資 産 除 却 損	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		606
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		172
法 人 税 等 調 整 額		17
当 期 純 利 益		415

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計
					土地圧縮積立金	繰越利益剰余金				
2020年4月1日残高	1,595	290	290	40	958	5,372	6,371	△17	8,239	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	2	—	△25	△23	—	△23	
当期純利益	—	—	—	—	—	415	415	—	415	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△13	△13	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2	—	389	392	△13	379	
2021年3月31日残高	1,595	290	290	42	958	5,762	6,763	△30	8,618	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	12	12	8,251
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△23
当期純利益	—	—	415
自己株式の取得	—	—	△13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	65	65	65
事業年度中の変動額合計	65	65	444
2021年3月31日残高	77	77	8,695

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) △388百万円(繰延税金負債と相殺前の金額は70百万円であります。)

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないという前提に基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に従って、企業分類に応じた繰延税金資産の計上額決定のために、スケジューリングの可否を判断しております。当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響はすでに脱し、通常操業にほぼ復したものと仮定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,064百万円
2. 受取手形割引高 40百万円

3. 収用に関する件

土地収用法の適用を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,049百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物	2,663百万円
構築物	146百万円
機械及び装置	6,168百万円
車両運搬具	6百万円
工具器具備品	65百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	2,370,000	—	—	2,370,000

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	10,031	9,931	—	19,962

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取り131株、2020年8月6日開催の取締役会決議による自己株式の取得9,800株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ) 2020年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	11百万円
・1株当たり配当額	5円00銭
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月29日

ロ) 2020年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	11百万円
・1株当たり配当額	5円00銭
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	11百万円
・1株当たり配当額	5円00銭
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

退職給付引当金	6百万円
賞与引当金	26百万円
減価償却超過額	29百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	90百万円
評価性引当額	20百万円
繰延税金資産合計	70百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

前払年金費用	5百万円
その他有価証券評価差額金	30百万円
土地圧縮積立金	423百万円
繰延税金負債合計	458百万円
繰延税金資産の純額	△388百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金で余資運用するとともに銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権ならびに売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理の強化によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は原料価格変動リスクヘッジのための先物取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	264	264	—
(2) 受取手形	1,027	1,027	—
(3) 電子記録債権	2,799	2,799	—
(4) 売掛金	2,685	2,685	—
(5) デリバティブ取引	(223)	(223)	—
(6) 投資有価証券 その他有価証券	324	324	—
(7) 支払手形	(116)	(116)	—
(8) 買掛金	(1,238)	(1,238)	—
(9) 短期借入金	(1,900)	(1,900)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

これらの時価については、デリバティブ取引残高を期末に決済した場合の金額により算定しております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、非上場株式（貸借対照表価額117百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(7) 支払手形、(8) 買掛金、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	サンエツ金属株式会社	富山県砺波市	黄銅棒・線事業および精密部品事業	—	非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売	非鉄金属原材料および製品の販売 (注) 2	948	売掛金	116
						非鉄金属原材料および製品の購入 (注) 2	630	買掛金	86

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 非鉄金属原材料および非鉄金属製品の仕入、販売についての価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,700円06銭
- 1株当たり当期純利益 176円60銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日本伸銅株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村容子 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本伸銅株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査しました。また、支店等については、支店等の執行役員と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて支店等から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

日本伸銅株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木内由晴 ⑩

監査等委員 平山博史 ⑩

監査等委員 飯田成雄 ⑩

(注) 監査等委員平山博史及び飯田成雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	つり や ひろ ゆき 釣 谷 宏 行 (1958年11月12日)	1982年4月 株式会社北陸銀行入行 1986年4月 シーケー金属株式会社入社 1991年9月 同社取締役 1996年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任） 1997年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任） 2000年6月 サンエツ金属株式会社（現 株式会社CKサンエツ）代表取締役社長（現任） 2011年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 （会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社CKサンエツ）（現任） 2011年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社代表取締役会長（現任） 2018年1月 株式会社サンエツ商事代表取締役社長（現任） 2018年5月 株式会社日伸地金代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社CKサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役	0株
【選任理由】 当社親会社の代表取締役社長として、長年にわたりグループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 2	もり やま えつ ろう 森山悦郎 (1961年1月13日)	1985年4月 住友金属鉱山株式会社入社 1985年5月 住友金属鉱山伸銅株式会社出向 2000年7月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社CKサンエツ) 入社 2006年6月 同社取締役高岡工場長 2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役富山事業所長 (会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社CKサンエツ) 2012年6月 同社常務取締役富山事業所長 2013年6月 株式会社CKサンエツ常務取締役生産・設備管理部長 2020年11月 サンエツ金属株式会社常務取締役製線事業部長(現任) 2021年5月 当社顧問(現任)	0株
【選任理由】 伸銅事業の製造部門の責任者としてグループ会社の経営に携わり、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たしており、経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、取締役候補者となりました。			
3	はし もと よし と 橋本好人 (1974年12月28日)	1997年4月 シーケー金属株式会社入社 2007年9月 同社取締役継手工場長 2010年4月 同社取締役配管機器営業本部長 2016年6月 当社取締役大阪黄銅カンパニープレジデント 2018年6月 取締役営業本部長(現任)	0株
【選任理由】 営業本部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	なか い のぶ ひろ 中井進弘 (1976年12月16日)	2001年2月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社CKサンエツ) 入社 2011年4月 同社砺波品質管理部長 2012年10月 サンエツ金属株式会社新日東事業所品質管理部長 (会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社CKサンエツ) 2015年4月 同社新日東事業所品質管理部長兼当社特命執行役(品質管掌) 2016年6月 当社取締役堺工場長(現任)	0株
【選任理由】 堺工場長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
5	き もと みち たか 木本道隆 (1968年4月13日)	1989年4月 当社入社 2009年4月 管理部長 2014年4月 管理本部長代行兼企画・経理部長 2015年4月 管理本部長 2016年6月 取締役管理統括部長(現任)	500株
【選任理由】 管理統括部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	まつ い だい すけ 松井大輔 (1974年11月8日)	1997年4月 株式会社北陸銀行入行 2005年10月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 入社 2011年6月 同社取締役管理本部長 2011年10月 同社取締役財務・企画部長 2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 (会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社C Kサンエツ) 2013年6月 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長 2013年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長 2014年4月 当社顧問 2014年6月 常勤監査役 2015年6月 取締役(現任) 2015年6月 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長(現任) 2015年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長	0株
<p>【選任理由】 当社親会社の財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 候補者釣谷宏行氏は株式会社C Kサンエツの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、同社が契約しているグループ役員賠償責任保険契約に対する当社負担金の支払、及び業績連動型株式報酬制度に対する当社負担金の支払を行っております。

また、同氏はサンエツ金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、製品及び原料の仕入・販売等の取引、研究開発等の業務委託契約に基づく取引、並びに同社社員の出向受入を行っております。

また、同氏は株式会社サンエツ商事の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、商品の販売等の取引及び当社社員の出向を行っております。

また、同氏は株式会社日伸地金の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、原料の仕入・販売等の取引、及び原料仕入・製品配送等の業務委託契約に基づく取引を行っております。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 候補者釣谷宏行氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、現在および過去10年以内における当社の親会社である株式会社C Kサンエツならびにその子会社であるサンエツ金属株式会社、シーケー金属株式会社、株式会社リケンC K J V、株式会社サンエツ商事および株式会社日伸地金の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

4. 候補者森山悦郎氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、現在および過去10年以内における当社の親会社である株式会社C Kサンエツならびにその子会社であるサンエツ金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

5. 候補者橋本好人氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、過去10年以内における当社の親会社である株式会社C Kサンエツの子会社であるシーケー金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

6. 候補者中井進弘氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、過去10年以内における当社の親会社である株式会社C Kサンエツの子会社であるサンエツ金属株

式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

7. 候補者松井大輔氏の『略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）』欄には、現在および過去10年以内における当社の親会社である株式会社CKサンエツおよびその子会社であるサンエツ金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
8. 候補者森山悦郎氏は2021年6月22日開催予定のサンエツ金属株式会社の定時株主総会終結の時をもって任期満了により同社常務取締役を退任する予定です。
9. 当社親会社である株式会社CKサンエツは、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
※ 1	よし だ まさ き 吉 田 政 貴 (1973年9月1日)	1997年4月 サンエツ金属株式会社（現 株式会社CKサンエツ）入社 2014年4月 サンエツ金属株式会社砺波工場長 （会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社CKサンエツ） 2019年6月 同社監査室次長（現任）	0株
【選任理由】 グループ会社において工場長や監査部門に従事した豊富な経験と実績を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。			
2	ひら やま ひろ し 平 山 博 史 (1960年8月1日)	1986年4月 弁護士登録 平山綜合法律事務所代表（現任） 2007年8月 当社社外監査役 2015年6月 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 平山綜合法律事務所代表	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。			
※ 3	ひ ぐち ひとし 樋 口 均 (1948年7月13日)	1976年4月 信州大学教養部助手 1992年4月 同大学教養部教授 1995年4月 同大学経済学部教授 2005年4月 長野地方最低賃金審議会会長 2005年6月 信州大学評議員 2014年4月 同大学名誉教授（現任）	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 過去に会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として培った経済学に関する高度な専門知識・見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したことに加え、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督することを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者吉田政貴氏の『略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）』欄には、過去10年以内における当社の親会社である株式会社CKサンエツの子会社であるサンエツ金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
4. 平山博史氏および樋口均氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 平山博史氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は平山博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。平山博史氏が再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、樋口均

氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社親会社である株式会社CKサンエツは、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

親会社である株式会社CKサンエツの会計監査人の変更検討に伴い、監査等委員会は会計監査人を統一することによる効率的な監査の実施及び連結決算の一元監査体制の確立を図るため、会計監査人を見直すべきと判断しました。仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査に必要とされる独立性、専門性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、会計監査が適正に行われる監査体制を備えていることに加えて、新たな視点での監査が期待できることにより、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区四番町6 東急番町ビル11階 (その他の事務所) 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング12階 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー12階 石川県金沢市南町5番20号 中屋三井ビルディング6階
沿 革	1990年9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更 2011年7月 明澄監査法人と合併 2014年7月 明和監査法人と合併 現在に至る
概 要	資本金 154百万円 構成人員 社員 (公認会計士) 44名 (うち代表社員 10名) 職員 (公認会計士) 191名 (公認会計士試験合格者) 80名 (その他) 37名 合 計 352名
国 際 業 務	Nexia International (ネクシア・インターナショナル) に加盟

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬（①社外取締役及び監査等委員である取締役、②株式会社CKサンエツの取締役を兼務している者のいずれでもない取締役の報酬を指します。）は、「基本報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2016年6月27日開催の第93期定時株主総会において、2017年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度を対象としてご承認いただき運用しておりますが、本議案は、取締役を対象に、上記「株式報酬」に係る制度の内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです（以下変更後の制度を「本制度」といいます。また、本制度の対象となる取締役からは、次の者が除かれます。①社外取締役及び監査等委員である取締役、②株式会社CKサンエツの取締役を兼務している者。以下同じ。）。なお、その詳細につきましては、後記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社グループの株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

具体的には、2015年6月26日開催の第92期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額（年額100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2022年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給いたします。

本制度の継続目的は上記のとおりであり、当社は2021年1月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、同年5月21日開催の取締役会において当該決定方針の一部を変更しているところ、その概要は本招集ご通知に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の親会社である株式会社CKサンエツ（以下、「当社親会社」という）が設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社親会社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社親会社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。取締役が当社親会社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（次の者を除きます。①社外取締役及び監査等委員である取締役、②株式会社CKサンエツの取締役に兼務している者）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、当社親会社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	金105百万円
④ 当社親会社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり10,500ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社親会社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、変更前の本制度運用のために設定済みである本信託につき、当社親会社が信託期間を延長し、対象期間である5事業年度中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社親会社株式の取得資金として、当社親会社を通じて、金105百万円を上限とする金銭を、対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（当社親会社において追加信託）します。

本信託は、本信託内の金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資と

して、今後交付が見込まれる相当数の当社親会社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社親会社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、前記の当社親会社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。なお、当社親会社においても本制度と同様の株式報酬制度を導入（あるいは継続）した場合には、同制度に基づき当社親会社の取締役に交付するために必要な当社親会社株式の取得資金としてもあわせて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長するとともに（ただし、当社親会社における承認を条件とします。）、これに伴い、当社親会社が信託期間をさらに延長し（当社親会社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社親会社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金21百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記（3）①のポイント付与及び後記（3）③の当社親会社株式の交付を継続することがあります。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社親会社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社親会社株式の算定方法及び上限

① ポイントの付与方法

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり10,500ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社親会社株式の交付

各取締役は、前記①で付与されたポイントの数（ただし、本制度の変更前に付与されたポイントがある場合には当該ポイントを含みます。）に応じて、後記③の手續に従い、当社親会社株式の交付を受けます。た

だし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して解任された場合には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社親会社株式については交付を受けないものとなります。

なお、1ポイントは当社親会社株式1株とします。ただし、当社親会社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、1ポイント当たりの当社親会社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 当社親会社株式の交付手続

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社親会社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社親会社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社親会社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社親会社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社親会社株式が換金された場合には、当社親会社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社親会社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社親会社株式に係る議決権の行使について、当社親会社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社親会社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社親会社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

＜株主提案（第5号議案及び第6号議案）＞

第5号議案及び第6号議案は株主1名からのご提案によるものであります。

当社取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

以下の議題、提案の内容及び提案の理由につきましては、原則として提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案 日本伸銅株式会社 定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。の削除の件

1. 提案の内容

取締役会の決議による剰余金の配当の決定をすることが出来る旨の定款を削除することにより、株主総会の議案に諮り決定を行う方針にすること。

2. 提案の理由

貴社は、昨年 の 定時株主総会招集ご通知12頁において、

『8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。配当金につきましては、株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。利益配分に関しては、業績に見合った配当を安定的かつ継続的に実施するとともに、将来の事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくことを基本方針としており、内部留保資金は、設備投資、M&A等に活用し、経営基盤の強化を図ることとしております。

配当金につきましては、当期は1株当たり10円（中間配当5円、期末配当5円）とさせていただきます。また、次期につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、業績予想の合理的な算定が困難であることから、業績予想は未定としておりますが、安定的かつ継続的な配当を行う観点から、中間配当5円、期末配当5円、合計10円を予定いたしております。』

との記載があります。

ここで問題として挙げたいのは『業績に見合った配当』を『安定的かつ継続的に実施する』ことの2点です。

- ・なぜ業績に見合った配当金が1株当たり10円であるのか。
- ・安定的かつ継続的に実施することは新型コロナウイルスは関係あるのか。

新型コロナウイルスにより業績予想の合理的な算定が困難であるのは認めますし、業績予想は未定で問題ない。が、中間配当5円、期末配当5円は予定いたしております。と言うのがそもそもおかしい。配当金についても未定となるのが当然ではないか。

この書き方を鑑みるに、配当金を『安定的かつ継続的』に行うことを年額10円と設定されていることは間違いなく『業績に見合った配当』はおざなりとなっている。業績に見合った配当とは一体なんであろうか？おためごかしもはなはだしい。

だいたい、従業員には手厚く株主には厳しいってどういうことだ？

『オールアバウト 2020年夏ボーナス支給ランキング』をネットで検索してみてください。（当文書を見られている株主の皆様も是非ご一緒に。）

2020年夏のボーナス支給額ランキング（（出典：日本経済新聞社ボーナス調査、2020年5月13日現在）より、

順位	社名	税込み支給額	2019年夏増減比
1	ソニー	1,696,700円	0.00%
2	中外製薬	1,554,671円	37.38%
3	トヨタ自動車	1,300,000円	8.33%
4	日本伸銅	1,200,000円	9.09%
5	CKサンエツ	1,200,000円	9.09%
6	スター精密	1,144,722円	▲15.08%

7位以下は、エーディーワークス、東京製鉄、ヤマハ、クボタ、キリンビール、東ソー、日産自動車、日産化学、ダイキン工業、関東電化工業、昭和電工、ダイフク、三洋化成工業と続き

20 三菱重工業977,914円▲1.25%。

との記載がある。

景気の判断において必ず比較されるボーナスの額において東証二部上場の貴社が東証一部の企業群をおさえての4位は株主として大いに誇るべきことなのですが、貴社従業員のボーナスは上場企業最高クラスなのに対し、貴社株主はずっと年額10円のままなのですか。しかも、昨年夏の時点で業績が『次期につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、業績予想の合理的な算定が困難であることから、業績予想は未定』であるにもかかわらず、従業員に対するボーナスが9.09%上昇しておきながら株主は全く変わらずの10円なのですか。

従業員も株主も同じ社員（※）であるのにこの不公平感は、はっきり言って意味不明で理解できない。（※株式会社の株主も社員と言います。）

実は企業の内部ではものすごく良い状態にあるのに外部の少数株主には隠しているだけではないのか。しかも親会社のCKサンエツと共にボーナスが同額であるならば給与水準も昨年夏の時点では親会社のCKサンエツとすでに同じであると思ってい。しかもボーナスの上昇幅（9.09%）も親会社のCKサンエツと同一の上昇幅であるので2019年度よりボーナスの額は親会社と同等であったとみなすことができる。これらの事象は果たして一体何を意味するものであ

ろうか。私は貴社を慚愧に堪えない。

しかるに、株主に対する扱いのみが親会社のCKサンエツと違う事実がここにありますので親子上場の弊害が表れていることは火を見るより明らかであろう。上場企業としての利己的な支配関係に対する疑惑がここにあると考えられます。

上記の理由により、現在の経営陣の取締役会の決議により剰余金の配当の決定をすることは株主の利益になることはないのは明らかであるため、定款を廃止することにより、株主総会の議案に諮り決定を行う方針にすることが必要であると考へた為、本議案を上程いたします。

＜第5号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、資本政策の機動性を確保するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議により行えるようにしておりますが、このような機動性確保の必要性は現時点でも何ら失われておりません。また、当社取締役会は、配当による一時的かつ短期的な利益のみならず、株主の皆様の中長期的な利益をも考慮したうえで、適切と考える配当額を決定しております。

したがって、本議案に係る定款一部変更の必要はないと考えております。

第6号議案 剰余金処分の件

1. 提案の内容

配当財産の種類 金銭 配当金は100円とする。

2. 提案の理由

親会社のCKサンエツが2021年2月12日に発表した業績予想が一株当たり利益121.79円で東洋経済新報社の会社四季報によれば配当予想が年額60円である為、配当性向はおおむね50%と考え、日本伸銅が2021年2月12日に発表した業績予想は一株当たり利益212.31円であるため、おおむね50%である100円は出して欲しいものです。

なお、100円出してくれる場合、お話をいただければ当該株主提案は取り下げ致します。

利己的な支配関係に対するおためごかしを解消するために少数株主になにとぞ英断をお願いします。

<第6号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと考えており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針として、安定的かつ継続的に株主還元を行うことを目標としています。流動的な経営環境の中で、このような株主還元施策を今後も継続していくためには、内部留保の確保は極めて重要です。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化及び将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社の競争力の維持及び強化を図ることができるものと考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化の実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

したがって、本議案につきましては、反対をいたします。

※本議案は、第5号議案が承認可決されることを条件とする議案であります。

以上

○議決権行使書用紙ご記入の際のご注意

- (1) 株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

定時株主総会会場ご案内

会場

当社本社会議室

〒590-0908 堺市堺区匠町20番地 1

電話(072)229-0346 (代)



交通機関

【公共交通機関ご利用の場合（電車・バス）の場合】

- 南海本線 堺駅から南海バス（匠町行き）に乗車し、匠町下車後徒歩約8分
- 南海高野線 堺東駅から南海バス（匠町行き）に乗車し、匠町下車後徒歩約8分
- 地下鉄四つ橋線 住之江公園駅から南海バス（匠町行き）に乗車し、匠町下車後徒歩約8分

【車でお越しの場合】

- 大阪・神戸方面から 阪神高速堺線 住之江出口より約12分
- 大阪・神戸方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分
- 和歌山方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分

(新型コロナウイルスに関するお知らせ)

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点で流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。